

# 反戦情報

2019・10・15 No.421

2001年2月9日第3種郵便物認可 第421号  
2019年10月15日発行 (毎月1回15日発行)

## 習近平独裁体制ゆさぶる香港民主化の闘い



中国建国70周年の国慶節軍事パレードで閱兵する習近平国家主席(左)／容疑者送還条例改悪に反対する香港での103万人デモ(6月9日)

〈巻頭言〉			
「建国70年の中国」考	2	〈岩国から〉	
〈政治評論〉		岩国市長が公費で沖縄へ選挙応援 田村 順玄	16
操作しやすい民の育成? 野葉 茂	3	米軍野球場「市民利用」協定訴訟 本田 博利	17
〈海外事情〉		〈軍産学共同〉	
民主化要求する香港民衆巨大な闘い 稲垣 豊	5	今年度「安全保障技術研究推進制度」採択と私達の課題 小寺 隆幸	18
〈声明〉		〈講演〉	
東電原発事故旧経営陣裁判、東京地裁の無罪判決 首都圏反原発連／れいわ新選組	10	これが独立国家ニッポンの現実(1) —憲法、安保、地位協定、そして民主主義— 前泊 博盛	20
〈歴史〉		〈社会主義問題〉	
ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて』を読む(2) —日本会議の人々が最も憎む本— 豊旗 梢	12	ソ連／中国 革命挫折の淵源と歴史的課題の考察(4) —『陳独秀と中国革命史の再検討』上梓に際して— 吉留 昭弘	25
〈山口から〉		〈映画の世界202〉	
山口県知事の護国神社参拝問題 小畑 太作	14	『The Best of Enemies』 鈴木 右文	27

「西洋人が四百年かけて経験してきた天と地ほどの差のあるふたつの時代を、中国人はたった四〇年で経験してしまった」（余華『兄弟』あとがき）二〇〇五年——。

この小説の上巻・下巻のタイトルにもある「文革」時代と「開放経済」（改革・開放）時代のことだ。1960年生まれて中国の人氣作家・余華は文革時代を「狂気じ



史上最大の国慶節軍事パレード

みた、本能が抑圧された痛ましい運命の時代、ヨーロッパの中世にあたる」とし、現在の中国を「倫理が覆され、今日のヨーロッパよりもほるかに極端な欲望のままに浮ついた、生きとし生けるものたちの時代」という。

かつて若い頃、外国語大学に入学してたまたま入ったのが中国学科だった筆者が洗礼を受けたのが、文化大革命（プロ文革）さなかの

### 〈巻頭言〉

## 「建国70年の中国」考

中国だった。民主化を求めるチェコの民衆の「プラハの春」への武力弾圧などソ連型「社会主義」への不信が募る一方、アメリカのベトナム侵略戦争を真つ向から批判してベトナム人民への支援を惜しまなかつた（と筆者には思われた）中国への信頼は、ベトナム反戦運動に足を踏み入れていた筆者には揺るぎないものだった。

毛沢東と中国共産党はプロ文革

を「社会主義の変質を防止し、資本主義の復活を阻止する永久革命」と規定して、「党内外で資本主義の道をあゆむ実権派」を「暴き出して打倒せよ」と、全中国を「革命の渦」に巻き込んだが、それはまた、日本を含む世界の革命運動にも巨大な影響を与えたのだった。

しかしこの文革は、毛沢東の権力奪回的手段として、「継続革命・階級闘争」の名のもと中国人民を

果てしない混乱と破壊と殺しあいの世界に投げこみ、数多の犠牲者を生み出す狂気の時代を現出した。余華がいうように、まさに「狂気じみた、本能が抑圧された痛ましい運命の時代」だったのだ。

だが、それが反転するのに長い時間はかからなかつた。70年代なかば、毛沢東が死去して革命第一世代がつぎつぎ世を去るなか「文革の終了」が宣言され、

「改革・開放」を主導するかつての「実権派」鄧小平の時代がはじまる。そして、夕ガのはずれた中国型「社会主義」は資本主義の市場経済に呑み込まれながら凄まじいばかりの「発展」を遂げていくが、それは余華のいう「倫理が覆され欲望のままに浮ついて生きるものたち」によつて生み出されてきたものなのだ。そしていまやそのGDPはアメリカに次ぐ巨大さだ。その野望は「一路一帯」をつうじて世界制覇をうかがうものに膨張しつつある。

建国70年目の中国——国力は天を仰ぐが如く巨大化したか、かつて植民地からの解放を求める「第三世界」や革命勢力から寄せられていた敬意は地に落ちたというべきだろう。それどころか香港への弾圧（指示）にみるように、「民主主義の敵」としての姿を改めて露わにしている。

「赤い貴族」と勤労大衆から蔑視もされる腐敗した党官僚——彼らが跋扈する中国共産党に明るい未来はない。

（編集部N）

# 操作しやすい民の育成？

野 葉 茂

最近は大タバタすることが多くてほとんどニュースも新聞も読めない日が続いた。10日余り新聞を読まない日もあったほどである。さほど困らなかったところを見ると、最近の新聞には大したことは載っていないのではないか、あるいは世の中にそれほど困ったことは起きていないのではないか、と真面目に考えたりする日もあった。

政治の動きも社会の動きもほとんど七転八倒の如き状況であるはずなのだが、記事の文章も識者の解説も必要なかった。たまにネットニュースの解説を聞いても、だいたいが筆者の予測する枠内に収まっていたからでもある。これが知的鋭敏さの自慢であったならどれほどよいだろう。所詮自分は大衆の一人であることをいやというほど自覚させられる日々でもあった。

そんな中で香港の政治・社会不安のニュースに接して、「香港特別行政区行政長官が日本の首相だったら、統治は楽だっただろう」という気になった。香港の情勢は、もはや筆者のような外国の凡人にはつかみ難いものになっている。何をどうやってもデモは収まらない。平和的なプロテストというのは事実をとらえていないというのは、かなり初期のころから日本でも知られていた（『非暴力はウソ』香港の反政府デモ、私が見た真実を明かそう）『IRONZA』2019/06/21）れが右派系のサイトに載ったことは注目である）。

それでも止まらない。中国中央テレビは、ラップやネットの書き込み調のスタイルまで使いながら英語と広東語を使った各種のデモ非難をYouTube上に投稿している（中国

国内では禁止だが、香港は見られる）。中国政府がいう「外国の浸透工作」が全くないとは筆者は考えない。恐らく群集心理の専門家などが入り込んではいらぬだろう。もちろん中国政府も運動に潜入者を入れているだろう。日本や欧米のメディアはそれを薄々知りつつ、「反中国」というネタは売れるので流していると考えられる。

ただ、中国政府が抗議しながらも決定的な一歩を踏み出さないのも、単に「お手上げ」だからでないような気もする。デモや抗議運動が暴力化し、一部運動家が奇怪な行動に及ぶ（星条旗や、中には英領香港の旗まで立てる者がいた。もともと香港独立運動の中には、中国を蔑視する表現を用いたりするものはいた）ようになっただけは、運動を市民から浮き上がらせるチャンスと見ている

のではないか。この点はどうも日本に学んでいるような気がしてならない。中国政府ももちろん西側社会を独自に研究しているだろうから、どの程度まで行けば暴力的に弾圧しても非難が少ないかを見計らうことは可能である（10月1日の香港警察発砲事件を乗り切れるかどうか左右するだろう）。

安倍内閣が改造したというニュースは、すべてが終わってから見た。筆者は当時国外出張中で、気になるのは台風の動向だった。帰ってから知ったのは、関東の台風被害については当時あまり報道されておらず、新聞に至っては内閣改造のことばかりであった、という批判が出ていたことである。小泉進次郎氏が環境大臣になったことが大ニュースであっ

た（しかし福島汚染水は海洋投棄されるようである）。大規模停電やかなりの被災が首都の隣で起きたというのは衝撃的な事件のはずだが、するりと報道は内閣改造からワールドカップラグビーに流れていった。「日本が勝った」と騒ぐ人々だけがテレビに出ている。新内閣がどのような手で改憲を含めた日本国憲法体制の破壊を試みるか、報道するものはあまりいない。期待するだけ愚かなのか。

予想以上に深刻な日韓関係の悪化についても、常態化してあまり気にも留められていない（日本政府・権党は、韓国の大統領に再任はないから、次の選挙で右派が勝てばこっちのものと考えているだろう）。朝米関係が緊張含みでも対話継続という方向なのも、皮肉なことに日本有利である。南北融和路線が放棄されているからである。日本政府は「韓国は約束を守らない」の一言だけ国民に言い続けていけばなんとかなる。その「約束」が実は合意できていない前提を含んだ、韓国軍事政権と日本保守政権の癒着の産物でしかないなどという解説をしたところで、自

分に不利なことは聞きたくない大衆心理には響かない。

韓国併合条約の合法性を戦後の（一）日本が国際的な交渉の場で主張して譲らなかつたという事実はどう考えてもグロテスクな光景なのだが、このようなことを言つたとして「植民地支配を謝罪した国はない」などという言い草に紛れて消えてしまふ。植民地近代化論が経済史の領域から発展して今では完全に日本の支配的な言説になつていながら、日韓交渉の時代以来、実は一步も認識としては変わつていないだけのことなのだ。外国がした（あるいはしてない）から、ということではないのだが、それを言つてもはやどうにもしようがない。帝国主義は考えを改めないのだという事実が残るのみである。いつのまにやらネットウヨ界限から「日本ヘイト」なる言葉まで出てくる始末である。帝国主義と植民地支配に対する非難が、ある国家や民族・宗教の存在を否定しあまつさえ絶滅まで言い出しかねない言語凶器と同列に並べられては浮かばれない。

右派が「いつまでやるのか」とや

じり続けた森友・加計学園問題の当事者の一人が文部科学大臣に就任した。これだけでも十分なスキヤンダルであると思えるが、誰もしつこく聞かない。この大臣の下で（本来的には、安倍内閣の下で）進行する教育政策は、日本の人民を収入や出口によつて「受けられる教育の上限」を決めていくものになりかねない。どれだけ準備が行き届いていないからやめてほしいといつても、地方では受けにくく金のかかる、しかも判定基準が不揃いな私営企業のやる英語検定を大学入試の判定に入れると言ふ。世論も「もうここまでやつたから」としつこく追いつつある。

しかも高等学校の国語科目から文学や古典を削除し、保険の約款や電化製品のマニュアルのようなものを「読解」する科目を「論理国語」として入れようとしている。

ハックスリーの『すばらしい新世界』を最近再評価する文章を見たことがあつた。人間を生まれる前に能力別に作り分け、全クラスが自分に満足する未来社会。しかし、最高のエリート階層に生まれた者にも禁止されているのが「文学や宗教の本を読むこと」だつた。悩んだり迷つた

り批判したりするからである。AIに人間の個別データがすべて集積され、AIが企業採用などの可否を決める（という）ことは、人生を決定する）権限を握るかもしれないということが言われる時代、この「文学排除政策」は小説を地で行くあまりにも不気味な政策である。「平和の少女像」を補助金や脅迫で美術展から消すことと、文学を教科書から取り除くことは地続きである。

それでも何かが起こる心配はなく、選挙をすれば国民の半分以上が棄権し、社会運動は効果的に無力化され封じ込められ場合によつてはファッションとして消費される（『赤旗』で、このまま推移すれば日本共産党は人的に消滅するという危機感が党中央委員会決議にあつたのを見て驚いた）。

公共放送を破壊せよというニヒルな主張を掲げた政党が地方議会や国政に議席を獲得する時代であるから「何でもあり」なのかもしれない。

（のば しげる／山口県在住、  
大学教員）

〈香港レポート〉

## 民主化要求する香港民衆の巨大な闘い(1)

稲垣 豊

〈はじめに〉

現代におけるチャーチスト運動

10月1日は中華人民共和国の建国70年を祝う国慶節でした。1949年10月1日に建国された中華人民共和国は、中国



10月1日の香港のデモに催涙弾浴びせる警察

共産党が指導する人民民主主義という体制から出発しましたが、「反右派闘争」や「大躍進」、そして「文化大革命」を経て、「改革開放」路線へとかじを切り、前後しておこった民主化運動を弾圧した二度の天安門事件を経て、グローバルな資本主義が支配する世界の第二の大国として変化を遂げてきました。それはまた中華民国(台湾)との対立、朝鮮戦争、中ソ論争から中ソ対立、インドネシア「9・30クーデター」、ベトナム解放闘争から中越戦争、日米との国交回復などアジアと世界の動きにも相互に連動していました。そしてソ連邦の崩壊という激動を経て現在に至っています。

かつて侵略によって多大な被害をもたらした日本に住む人間として、本来であれば素直に建国70年の国慶節を祝いたいところですが、おなじく侵略の被害をもたらした香港では「国慶節ではなく、国殇節(国が傷ついた日)だ」と声をあげる若者を

中心に10万人規模のデモが起き、18歳の高校生が至近距離から機動隊に実弾射撃を受け負傷するという事件も起きました。

香港では6月から、容疑者送還条例の改悪に反対する大きなデモが続いています。国慶節の日も民間人権陣線という民主化運動のプラットフォームが呼びかけたデモが予定されていましたが、直前になって警察がデモを不許可にし、同団体は上訴したのですが上訴委員会でも警察の決定は覆りませんでした。

8月に入ってからデモ隊の一部と機動隊が衝突する事態が頻発し、警察は大規模化が予測されるデモを何度か不許可にしてきたのですが、香港市民は無届けの巨大デモを続けてきました。直前の9月29日も無届けの巨大なデモが呼びかけられ、数万人の学生や市民らがデモを敢行。機動隊は328発の催涙弾、306発のゴム弾、95発のビーンバック弾(小さな鉛玉を袋詰めした弾薬、79発のスポンジ弾を使った弾圧で100人以上を拘束、

報道記者1人が右目をビーンバック弾で被弾し失明するという事態にもなりました。7月に入ってデモや集会が香港全土に拡大し、激しい抵抗を見せたことから、機動隊は治安維持と称して激しい暴力でデモ隊を鎮圧しており、逮捕者や負傷者が続発、9月下旬までに12歳から83歳までの1556人が逮捕されています。

実は、度重なる衝突を受けて9月4日には、香港政府のトップである林鄭月娥行政長官が条例改悪案の完全撤回を表明しています。しかし運動側は早くから、「条例案の撤回」だけにとどまらず、「デモ隊に対する暴徒規定の撤回」、「警察の暴力に対する独立調査委員会の設置」、「逮捕者全員の釈放および起訴取り下げ」、「真の普通選挙の実施」という五つの要求の貫徹を掲げていたことから、9月4日の条例案撤回は、遅すぎた対応に対する市民らの批判をさらに強めることにしかりませんでした。

こうした状況の中で、10月1日に「国慶節ではなく、国殤節だ」と声をあげて巨大なデモが行われました。前述の通りデモが不許可になったことから、民主派の元議員や社会運動団体のスポークスマンら4人が個人の責任で呼びかけた「無届けデモ」には10万人以上が集まりました。デモを呼びかけた一人の李卓人さん（元立法會議員、元香港職工會連盟事務局長）は「香港の基本法にはデモの権利が認められている。度重なる警察の不許可こそおかしい」と述べています。また同じくデモを呼びかけた一人の梁国雄さん（元立法會議員、社会民主連線共同代表）は「今日はこれまでの五つ

の要求とともに中国における一党独裁を終わらせようと訴える日だ」と語りました。

警察の妨害にもかかわらず香港島の銅鑼湾から出発したデモ隊は民主化を求め10万人以上の市民であふれました。また沙田、屯門、荃灣といった九龍半島側の住宅地にも集会やデモが広がり、香港島でのデモと同様に機動隊との激しい衝突も起きました。この衝突で、荃灣のデモ遊撃隊に参加していた荃灣公立何傳耀紀念中學（香港の中学は6年制）の曾志健くんが、至近距離から胸に銃撃を受け病院に運ばれた他、逮捕者269人、実弾

6発、催涙弾約1400発、ゴム弾約900発、スポンジ弾約230発という、これまでの送還条例反対運動における最大の弾圧が、建国70年の中国に施政権が返還されて22年の香港で起こりました。



国慶節軍事パレードで閱兵する習近平国家主席

被弾した曾志健くんは一命をとりとめました。警察による「実弾の発砲に違法性はない」という

コメントに対して、翌日10月2日には曾志健くんの通う荃灣公立何傳耀紀念中學の学生らを中心に数百人が、早朝から同校の前で警察への抗議と曾志健くんへの連帯を示す集会を開催。集会に参加した同校の卒業生は「曾志健はタフな奴。何とか回復してほしい。こんなすばらしい後輩をもてたことを名譽に感じる」と発言しています。

複数の中学校でも授業ボイコットで曾志健くんへの連帯を示す行動が取り組まれました。同校と道を挟んで向かい側にある梁省德中學の生徒らも、校門の中や校舎のベランダから「何傳耀、加油！」（何傳耀中学のみんな、がんばれ！）のコールを叫んで連帯するなど、抗議が広がっています。

またこの日は、9月29日に逮捕された96人——うち23人が学生で最年少は14歳——が暴動罪容疑で起訴されたのですが、審理を行った西九龍裁判所には1000人近くの支援者が集まり、被弾圧者やその家族、ボランティア弁護士らを励ました。同裁判所の裏手にある英華書院中学の校舎からも学生たちが運動のスローガンを叫び、大きな横断幕を掲げて仲間を激励。また近隣地区の6校の中学校の学生たちは授業ボイコットで裁判支援への参加を呼びかけ、およそ250人が裁判所に支援に駆け付けるなど、厳しい弾圧下にもかかわらず若者たちの意気

は依然として軒高です。若い世代だけでなく、昼休みには会社員を含む市民らが抗議の集会を開き、夜には「わたしの子どもたちを撃つな」といった抗議と連帯の集会が各地で取り組まれるなど、支援が幅広い世代に広がっていることをうかがっています。

容疑者送還条例の改悪反対に端を発した今回の運動の最終目標は「完全な普通選挙の実施」です。英植民地支配体制から「50年不変」の「一国二制度」が引き継いだのは、親中派の行政長官と立法議員が支配的になる選挙制度であり、植民地主義の選挙制度によってえらばれた林鄭月娥行政長官や親中派議員らは、国慶節を祝う軍事パレードに招待されました。一方、中国のなかで唯一、国慶節の日には「真の普通選挙を！」という要求を掲げてデモがおこなわれたのは香港だけだったといえます。

米英の右派勢力や日本の極右団体なども反中国の立場から香港連帯を叫んでいますが、香港の民衆が求める民主主義や自決権から180度逆の立場にいる勢力を封じ込めるためにも、進歩的勢力による国際的な連帯は決定的に重要です。問われているのは香港の自決や民主化にとどまらず、中国全体を射程に入れた民主化です。

私はA T T A C（アタック）という擧取と戦争をもたらす資本主義のグローバルゼーションに対抗するグローバルな連帯のオルタナティブを模索するネットワークで活動していることから、東アジアにおける民主主義のグローバル化のたかひとして香港や中国の運動に注目してきました。

今回は香港と同じように中央政府の圧政に抗う沖縄で反基地闘争をたたかう仲間や首都圏や関西で日の丸・君が代反対をたたかう仲間とともに、7月1日の香港返還記念日のデモと9月15日の民間人權陣線の呼びかけたデモに参加し、香港の仲間たちと交流してきたことから、10月1日には東京・新宿でヒューマンチェーン（香港の中学生たちのアピールスタイル



4月8日の香港での大デモ

ルを模倣）を行い、香港連帯を訴えました。今後の展開は厳しい弾圧も予想されますが、精いっぱい闘うことでしか状況は打開できません。

「現代のチャーチスト運動」とも言える香港の闘いが、これまでどのような経緯をたどってきたのか、少し時間を戻して振り返りたいと思います（10月3日記）。

## 〈香港 逃亡犯条例反対運動の経緯〉

### ●法案の「撤回」と五つの要求

9月4日の夕方、林鄭月娥（キャリィ・ラム）行政長官が、「逃亡犯条例」の改正案の撤回を表明しました。

日本でも夜のNHK7時のニュース（ラジオ）がトップで伝えていましたが、香港の人々は「遅すぎ」「たった一つしか心えていない」「五つの要求を貫徹するぞ」という感じで、逆に怒りを買っています。それほどこの3カ月のあいだの政府、そしてとくに香港警察による弾圧に対する不

林鄭月娥・香港行政長官



信と怒りが運動の中にまん延していたのです。

### ●「逃亡犯条例」とはなにか

事の発端は2018年2月の台湾での殺人事件。香港人のカップルが台湾を旅行中に、男性が女性を殺害し遺体を遺棄して、香港へ逃げて帰ってきました。香港には容疑者の身柄を、犯罪を犯した当該国からの要請で引き渡す「逃亡犯条例」があり、20カ国と協定を結んでいます。この法律には「中華人民共和国またはその地域は除く」と記載されており、中国の立場からすれば台湾も「中国」なので、この法律を使って容疑者を台湾当局に引き渡すことができないという法域の穴があつたのです。当然、容疑者も香港の殺人罪では裁けないので、別件逮捕（窃盗、マネーロンダリングなど）、今年4月に

29カ月の禁固刑を受けています。香港政府としては、この法的抜け穴をふさぐことが目的だとして、「中華人民共和国またはその地域は除く」という条文の削除など一連の改正案を公表しました。その2時間後に中国派の政党「民建聯」が被害者の親と一緒に記者会見をして、法案を早急に通過させるよう訴え、改正案に前のめりの状況がありました。香港保安局（日本の警視庁にあたる）も法律整備を求めました。

### ●中国の取締りに不安

しかしこれら一連の動きが逆に香港の人々に不安をもたらします。

ひとつは「中華人民共和国またはその地域は除く」という条文が削除されると、中国の刑法で重大犯罪や金融犯罪など7年以上の刑期となる容疑者となった場合には、中国政府の求めに応じて容疑者を中国に引き渡すことになるからです。また従来は引き渡しに必要であつた議会で審議も必要なくなり、行政長官の許可があれば引き渡しが可能になるという内容でした。

2015年10月に、中国高官のスキヤンダル本などを扱う香港の銅鑼灣書店な

どの店主ら5人が失踪し、3カ月後に中国国内に秘密裏に連行され軟禁されていたことが発覚し、香港の司法の独立や人権を脅かす事件として大きな関心を受けました。香港の人々は、今回の条例改正でこのような違法行為を法律で認めてしまうことになると考えたのです。

また2014年の雨傘運動のリーダーとみなされた知識人や議員ら9人が、4月24日に実刑をふくむ有罪判決を受けたことも、中国に脅威を抱いていた市民らの危機感をさらに大きくしました。

## ●台湾当局の異論

また殺人事件の起こった台湾当局からも疑念の声が上がりました。

事件の容疑者の引き渡しについて、台湾当局は法案の修正をしくとも協議を通じて容疑者の引き渡しは十分可能であり、これまで3度にわたって香港当局に打診をしたにもかかわらず、協議を拒否されてきたことを明らかにしたからです。また台湾当局は法案が改正されても、同改正法による容疑者の引き渡しは求めないことを表明しました。というのも台湾人で民主進歩党の党員だった人間が2017年3月に中国の広州で行方不明になり、その後「国家政權転覆扇動罪」で拘束されていたことが明らかになった事件があり、台湾では大きな問題になった

からです。引き渡し条例が改正されるとさらに多くの台湾人の身の安全が保障できないと考えたのです。

このように、当初の香港政府の説明に矛盾がでてきたのですが、中国政府やその香港の出先機関がことさら条例案の改正への支持を強調するものだから、かえって不信感がたかまったのです。

## ●パブコメに不満

法案を議会にかけるまえにパブリックコメントを受け付けます。ふつうその期間は1カ月間ですが20日間に縮小したところなども疑念と不安を招きました。

2月14日から3月4日までのパブコメ期間中に、産業界、金融業界、学者、メディア、法曹界などから反対の意見がつぎつぎと出されます。一国二制度の法体系が失われると企業活動にも支障が生じるのではないかという懸念もありました。例えばの話、中国でビジネスをして香港に帰って後、中国で賄賂を使つたなどの容疑で告発された場合、容易に中国に身柄を拘束されるようになるかも知れない。香港には多くの企業がアジア本部を置いていて、中国投資の入口としての役割をはたしてきたし、それが香港の繁栄をもたらしってきた。それが今回の法改正でさらに中国との一体化が進んでしまうという懸念がでたのです。

しかしパブコメ全体としては4500件のうち、賛成が3000件を占めました。それほど中国派はこの法案を必要としている表れともいえます。

## ●法案は上程されたが

法案は4月3日に本会議にかけられましたが、特別委員会での審議にうつりまして。議会は70議席のうち体制派が43議席と過半数をとっており不利ですが、委員会の委員長が就任するための会議は最長議員年数の議員が就任する決まりがあり、民主党の議員が就任。最初に委員長らを選出するのですが、そこで議論を引き延ばす手法にでます。1カ月ほど議論を引き延ばした5月4日、体制派は議長選出の議事運営を担当していた民主党議員を解任して、体制派の議員を就任させようとし、なんと民主党の委員会と体制派の委員会の二つの委員会ができてしまい、民主派議員らはスクラムを組んで体制派の会議を阻止するなど、激しい衝突もうまれました。

## ●中国政府の指示

膠着状態が1カ月ほどつづくなかで、中国政府と国務院の香港代表機関が法案支持の立場を改めて表明し、5月17日には全人代の香港選出（ほぼ中国の指名）

代議員らを集めた重要会議で、法案の宣伝を全力で行うことを指示します。5月20日には法案を提出していた香港保安局が6月12日に本会議で審議を再開することを議会に要請（という名の命令）。5月24日に開かれた内務委員会（逃亡犯条例改正案審議特別委員会の設置を決めた上部委員会）が開かれます。民主派の議員らが審議中に抗議やスローガンを叫んで議会から排除されるなかで、「6月12日の本会議での審議再開」「特別委員会設置の決定の撤回」という中国政府の指示通りの提案が可決されました。

この強引なやり方がさらに香港の人々の不安と不満を煽ります。それをうけて体制派は法案の若干の修正を提案します。6月6日の本会議で、民主自決派の議員らが審議終了後も議場に残り、6月9日に予定されていた民間人権陣線（民主化デモの主権団体）が呼びかけていたデモまで議場を占拠すると訴えましたが、議会事務局の職員らに排除されます。これもまた市民らの不安と不満をかきたてます。

## ●6月9日の103万人デモ

こうして危機感をもった市民らが6月9日の100万人デモを成功させます。これは97年返還後の香港で最大規模のデモになりました。主催は「民間人権陣線」

(民陣)という民主派団体のプラットフォームです。2003年に外国との関係をもつ団体に対する規制を強化する法律(基本法23条の立法化)を制定しようとした政府に対して7月1日の返還記念日の民主化デモで50万人を動員し法案を撤回させたのですが、これをきつかけにできた団体です。

話を6月9日の103万人デモに戻します。2月の法案提示から民陣は毎月デモを行ってきましたが、最初の3月31日は12万人、4月28日は13万人でした。つ

まりその間の民主派議員らのたたかいや香港・中国政府の前のめりの対応に、ついに怒りが爆発した、というのが6月9日の103万人デモだったのです。

### ●戻ってきた大衆

政府は遅々として進まない委員会を廃止して6月12日にも本会議採決という対応だったのですから、当然でしょう。しかしこの100万人デモを受けた6月9日夜の行政長官の対応は「予定通り6月12日に本会議にかける」というものでした。

琉球シーلزの元山仁士郎さんの呼びかけで九段下・渋谷で「香港がんばれ」街頭アピールも行われました。余談ですが、よくはこのときに「Well be Back」というメッセージボードを持って九段下の集會に参加しました。これは雨傘運動が排除されたときにオキュパイしていた金鐘の大通りに掲げられたメッセージでした。そして大衆は5年後、本当に戻ってきたのです。

### ●200万+1人のデモ

12日、この早朝からの騒然とした状況を受けて、親中派ではあったが議会議長は冷静な審議はできないと審議の延期を決めます。6月14日には「母親の会」が反対集會を開き4000人が集まります。世論の反対を受けて、キャリー・ラム行政長官は世論に対する説明不足を認めて、審議を慎重に行うことを明言しますが、撤回はしないとも表明。民陣は16日に大きなデモを予定していましたが、議会からほど近い商業ビルの外装工事の足場に陣取った抗議の男性が墜落して亡くなる事故が起きました。男性は撤回をかちとるまで闘えというメッセージを残していました。今回の闘いの最初の犠牲者といわれています。

### ●続く抗議集會

6月21日…警察本部包圍行動(真夜中までつづけられる)↓のちにジョシユア・ウオンやアグネス・チョウが「違法集會」の容疑で逮捕されることになる。  
6月24日…市民的不服従の行動として「税務署をはじめとする政府部門への「いやがらせ」行動。

6月26日…各国領事官への要請行動とG20大阪にむけた集會(警察発表1万人)などがとりくまれ、運動の勢いは7月1日の返還記念日に予定されていたデモに向けて高まっていきました。(つづく)  
(いながき ゆたか/ATTAC Japan)  
〈首都圏〉／東京都在住)



6・9香港103万人巨大デモ

その翌々日だったでしょうか、その翌々日だったでしょうか、

翌日16日には200万人が抗議のデモに集まりました。彼を追悼する意味も込

# 東電原発事故旧経営陣裁判、東京地裁の無罪判決

としていません。

## 首都圏反原発連合

双葉病院の患者を思うと考えられない不当判決です。

この裁判で見え隠れしているのは、東京電力の「安全」より「利益」の企業体質を支持し、「想定外」を認め、政府の原発維持政策を司法までも認めたことです。これによって、各電力会社の経営陣に「取って危険を把握しない」ことにより原発事故の罪に問われない逃げ道を示したことになります。

東京電力福島第一原発事故を巡り、業務上過失致死傷の罪で強制的に起訴されている「東電刑事訴訟」で、元会長の勝俣恒久被告、元副社長の武黒一郎被告、元副社長の武藤栄被告の判決が下り、9月19日、東京地

方裁判所（永淵健一裁判長）は、「津波の予見性は認められない」として、3人に対して無罪を言い渡しました。

判決の冒頭で裁判官は「取り返しのつかない被害」と認定しておきながら、原発で最大に優先すべき安全性と、原発事故による被害の重大性を真剣に捉えているとは到底思えず、避難移送の過程で亡くなった44人の

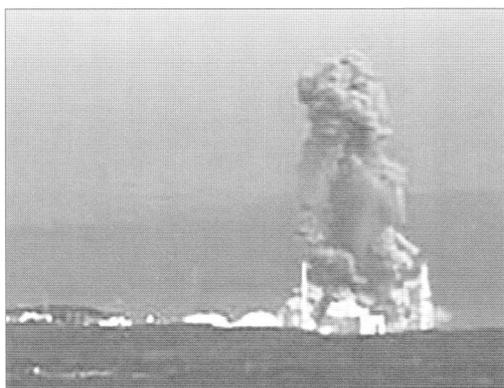
公判の最大の争点である「津波の予見可能性」については、津波予測の報告を受けた被告らは一切対策を講じなかった。この点一つを取っても被告に責任があります。裁判官が無罪とした理由の一つである「社会通念」は、それ自体に安全神話が強く影響していたことは政府事故調と国会事故調で指摘されていますが、裁判官はそうした事実を直視しよう

検察官役の指定弁護士のみなさんには控訴することを希求するとしても、司法の歴史に大きな汚点を残す判決を下した東京地裁に強く抗議します。

2019年9月23日

れいわ新選組代表 山本太郎

福島第一原発3号機の水素爆発(11年3月14日)



反原発のデモ(東京・日比谷公園)



●昨日午後、東京地裁において、2011年3月11日に発生した東電原発事故について、東京電力旧経営陣の刑事責任を問う、強制起訴裁判の判決が出ました。結果は、勝俣元会長を始めとする被告3名全員が無罪という極めて不当な判決と考えます。

これまで、すでに全国各地で、東電に対して原発事故の避難者によって民事訴訟が約30件提起され、すでに12件の一審判決が出ている中で、いずれも東電に対しては賠償を認め判決が出ていることを考えれば、ありえない判決といえます。

●今回の裁判の争点になったのは、東電が大地震による巨大津波が引き起こす原発事故を予測し得たかでした。

審理の中では、指定弁護士（検察官）から、2002年の巨大地震の長期評価や、08年の東電による巨大地震時に福島第一で15・7メートルの津波が想定されるという試算の存在が指摘されました。そのような予測や試算があった以上、公共インフラである発電所を運営する電力会社の経営陣は、当然、最悪の事故被害を予測し、対策を講じておくべきでした。

08年当時の内部資料では、東電の子会社の「東電設計」が具体的にCG（コンピュータグラフィックス）にまでする形で、その津波による建屋の水没がシミュレーションされて、「津波対策は不可避」と指摘されていたことも明らかになっています。これらの事実を考えれば、当然、経営陣の責任は重大だったという結論以外ありえないはずです。

報道によると、判決では「津波が来る可能性を指摘する意見があることは認識していて、予測できる可能性がまったくなかった」とは言いがた

い」とする一方で、「原発の運転を停止する義務を課すほど巨大な津波が来ると予測できる可能性があったとは認められない」としているそうです。しかし、認識していたのなら

ば、最悪の事態を想定した投資または運転の停止を指示することこそが危機管理であり、それを行わないのは、「業務上の過失」ではないのでしょうか。

●今回、承服しかねる判決となりましたが、  
・区域外避難者も含めた、事故による生活が一変した人々への補償・賠償。  
・甲状腺がんをはじめとする疾病への支援。

・長期のがん検診を含む無料の健康診断の広域化。  
など問題は山積みです。

廃炉作業、トリチウム以外の核種も依然含まれている汚染処理水の問題など、果たすべき安全対策を怠り、過酷事故を引き起こした事業者である東電と、国の果たすべき責任が軽減されるのではなく、未来永劫その責任を果たす努力を尽くすのが当然と考えます。

●巨大地震大国である日本では、今後、南海トラフ地震などの巨大地震が、いずれ必ず起きる、と言われていきます。その際、原発が稼働していた場合、原発は安全を保てるのか？稼働していなかったとしても、電源喪失した場合、安全を保てるのか？それら答え合わせは大地震の後になります。

つまり、その大バクチに負けた際の費用負担は皆さんの税金からです。東電原発事故で明らかになったように、事故が起これば、国土を半永久的に汚染し、そこに住んでいた人々の生業は奪われ、補償・賠償は早期に打ち切り、被害者は泣き寝入り、誰も責任など取らず逃げ切り。これらは、すでに現実が証明しています。

すべては既得権者への忖度のため、ひとたび過酷事故が起これば、無責任極まりない振る舞いがまかり通る原子力。

これらを打破していかなくては、この国に生きる人々の生命・財産など守ることはできません。

●2018年3月に、私が共同代表をつとめていた自由党を含む当時の野党4党は「原発ゼロ基本法案」を共同提出し、基本理念として、すべての原子力発電所を速やかに停止、廃止することを提案。この法案は与党の抵抗によつて審議されないうままです。

●地震大国日本ではふさわしくない、原発からは撤退していくとともに、国が積極的投資を行い、日本の廃炉技術を世界最先端に育て上げ、世界に「原発ゼロ」を輸出できる国造り（「廃炉ニューディール」）を推進していくべきです。再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大していくとともに、現時点では主力に天然ガス火力を活用していくのが「れいわ新選組」が提唱する、日本のエネルギー戦略です。  
(9月20日)



山本太郎氏

# ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて』を読む(2)

—日本会議の人々が最も憎む本—

豊旗 梢

(前々号からつづく)

## 〈憲法草案翻訳作業の絶望〉

### ●明治男たちの浅知恵

生徒が落第答案しか出さなかったので、先生が正解を配ったことが「一方的」というだろうか。先生は生徒を無視したというだろうか。

新憲法の制定の最も奥の院の出来事は以下のものであった。内閣は幣原(しではら)喜重郎内閣である。憲法草案を与えられてそのまま憲法になるのではもちろんない。あくまで憲法は日本が自ら制定するものでなければならぬ。全くその通りである。ところで、頭のとつぺんから足の先まで骨の髄まで明治憲法的であったこれら「明治男」たちが、逆立ちしても現在の日本国憲法になるこの草案を自ら思いつくことさえあり得ないことであった。草案をその理念から理解し、今度はそれを自らの憲法草案にそのまま「日本化」するなど奇想天外で理解を絶

したことであった。そこで、彼らアメリカ人を出し抜いて、草案をひそかに骨抜きにし改竄すれば、この窮地は逃げ切れる、その絶好のチャンスは日本語への翻訳作業にありと考えたことは、想像にたやすい。何のことはない、エリート明治男の知恵はこの程度の凡夫の浅知恵だったのである。聞く方が恥ずかしくなる話であり、押し付け憲法論を主張する面子のレベルはこの程度であったから、まともにとりあう必要もない。

### ●苦心惨憺の草案改竄作業

まず草案の基本精神「人民の人民による人民のための政治」は明治男たちには、日本にとって全くけしからん政体であり、人民主権などは受け入れられない。この期に至ってもまだ彼らは全体状況を悟っていないのである。まず、「人民」(people)、「ビートル」は君主帝王に対抗するから、早速これに改竄対象に上がった。この訳を「臣民」(天皇の民)としたのだから恐れ入る。次に国家の「主

権」(ソブリンティイ)は人民にあるが、それもよくない。主権は人民から取り上げなくてはならず、そこで、訳語は「至高」というわけの分からないものに落ち着いた。彼ら保守派の狼狽ぶりが想像される。草案にある天皇に対する「助言と承認」も平等どうして畏れ多く、分をわきまえていない。「助言」(アドヴァイス)は明治憲法そのままの「輔弼」(ほひつ、臣下が君主をお助けたてまつる)にこっそり変えた。「承認」(コンセント)も明治憲法の「協賛」(御賛成申し上げ、参加させていただく)に変えられた。権利条項でも、言論、著作、出版、集会、結社の自由も「法律ノ定ムル所ニヨリ」がひそかに挿入され、制限付きとなっていた。等々であとは列挙にいとまない。

涙ぐましい浅知恵で、明治男たちはすでに終わった明治国家を残そうと必死に絶望的な作業に従事した。ダワーはこれを文字通り「翻訳マラソン」としている。この「マラソン」はスポーツのマラソンではない。原義の古代ギリシャのマラソン(激戦地)からの伝令戦士は勝利

を伝える使命を終えた瞬間絶命している。ことほど左様に、すでに終わった大日本帝国憲法救出の必死の作業は成功したかに見えた。

### ●最終運命決まり抵抗はここまで

しかし、改竄は見破られ、成功は束の間に終わった。

——この三月の第一週に、意図的に歪曲された憲法草案の翻訳が、三〇時間におよぶアメリカ人の試練を生き延びたことは、政府にとって喜ばしい勝利だった。しかしすべてが終わったとき、この勝利の甘さは半減されていた。国会が最終的に採択した憲法草案のなかに「志高」という言葉は挿入されず、「主権」という言葉が使われたからである。三月五日午後四時頃、マラソン会議から誕生した草案には、日本側がその前日に提出したものとはおよそ一〇箇所以上もの実質的な相違があった。そしてそのいずれもが、もとのGHQ草案に近づける(注・戻す)ためのものであった。——

歯車は遠慮容赦なく進んだ。3月5日(敗戦の翌年1946年)のこと

——十通の英語のGHQ草案とそのなかにには民政局が何週間か前に日本側に手渡したのもまじっていたが、集まった閣僚たちの前に初めて示されたのである。この土壇場になつてできることは何

もなかった。閣僚たちは自らの運命を支配している外国権力の具体的な証拠品（エビデンス）を目のあたりにしたのである――。

### ●最後の抵抗線も希望を裏切る

天皇が受け入れ反対を表明してくれば、せめて最後の士気を振るい起こすこともできただろう。しかし、同日宮中からもたらされた天皇の言葉はあつさりとも「今となつては致方あるまい」

であり、これで最後の抵抗線も切れた。

実際、侍従次長木下道雄は、幣原内閣に強烈な印象をあたえた文句――もしアメリカの造つた原案を受け容れられない場合は、天皇の身柄を保証できない――を、自らも日記に記した。

### ●草案受け入れの手続き 始まる――涙する者あり

GHQはその日の決定を指示していた。幣原首相は閣議を開き短い演説で

――「斯かる憲法草案を受諾することは極めて重大の責任であり、おそらく子々孫々に至る迄の責任である。この案を発表すれば、一部の者は喝采するであろうが、又一部のもの沈黙を守るであろうけれども、心中深く吾々の態度に対して憤慨するに違いない。然し今日の場合、

大局の上からこの外に行くべき途はない」と総理大臣は述べた。この言葉を聞いて閣僚たちは涙ぐみ、首相も涙を拭つたのであった――。

この日が実質において現「日本会議」の始まつた日である。しかしながら、われわれこそは「一部の喝采する者」である。実際われわれは「一部」ではなく、「一部」は日本会議の朋輩である。この逆転を確認しておけば、幣原さん、よくやつたと称賛してよい。

### ●国民は何も知らされず 受け入れ

――三月六日、新憲法は、天皇と民主主義の理念と平和とに同等の重要性を与える形で、賑々しく一般の人々に公表された。天皇の名で、幣原首相は憲法修正事項の詳細な「概要」を発表し、新しい諸理念への支持を訴える力強い短文を添えた。数時間前に首相と閣僚たちが涙に暮れていたことなど誰も想像できなかった――。

草案受託は勅語というこれまた明治憲法の形式にしたがい、伝えられた。

――朕翼（さき）ニポツダム宣言ヲ受諾セルニ伴イ、日本国政治ノ最終の形態ハ日本国民ノ自由ニ表明シタル意思ニ依リ決定セラルベキモノナルニ顧ミ、日本国民方正義ノ自覚ニ依リテ平和ノ生活ヲ

享有シ文化ノ向上ヲ希求シ進んで戦争ヲ抛棄（ほうき）シテ誼（よしみ）ヲ万邦ニ修ムルノ決意ナルヲ念イ、乃チ国民ノ総意ヲ基調トシ人格ノ基本的権利ヲ尊重スルノ主義ニ則リ、憲法ニ根本的ノ改正ヲ加エ、以テ国家再建ノ礎ヲサダメルコトヲ庶幾（こいねが）ウ、政府当局其レ克ク朕ノ意ヲ達成セムコトヲ期セヨ――。

### ●ダワーの日本人観

微妙な気持ちになるのは次の観察で、よくある見方である。

――繰り返しになるが、これは箱の中の自由であつた。しかし日本人は、そこに箱が存在していることを知つてゐた。憲法に関する限り、アメリカがかなり介入していたことは公然の秘密だつた。まず第一に、笑いものになつて葬り去られた二月一日の「松本草案」と、いま政府が白からの手で作成した者だと主張している進歩的で新しい文言との間には、天と地とほどの違いがあることに誰もがただちに気がついていた。「デイリー・ヨミウリ」が言つたように、「反動的な松本草案」は「吹き飛ばされて」しまつたのである。老人ばかりの幣原内閣がみんな揃つて回心したとは、だれも思わなかつた。この二つの草案が、同じ書き手から生まれたなどとは想像もつかなかつたのである――。

――いずれにせよ、この新提案にたい

する人々の反応は、松本草案の時のように圧倒的に否定的というのとは大違ひであつた――。

プロセスを知らされていないのに、なぜこう感じ得るのかを考えると、筆者は喜んでばかりいられない天邪鬼を自ら感じる。それが今に通じる。

### ●当時の諸政党の立場

ダワーの記述が完全に客観的に正確であるかは別として、

――共産党の立場ははつきりしてゐた。天皇制の存続は反民主的であり、軍国主義者から最も激しい弾圧を受けてきた自分たちであつても、いかなる国も自己防衛の権利を否定することは非現実的であり、差別的であるというものであつた。その他の主要な政党は三月の草案を承認した。社会党は政府の新しい立場が本質的に自分たちのそれまでの主義主張と同じであるとさえ主張した――。

――幣原連立内閣の屋台骨を形成してゐた二つの保守政党は、政府の発表を批判する立場になつたが、彼らでさえ驚くべき態度で支持を表明した――。

現在とはだいぶ違うようで、そこに當時から73年もの歳月が流れたことを感じる。

（とよはた こずえ／東京都在住、  
大学教員）

## 山口県知事の護国神社参拝がつくり出すもの

—バビロンの河畔にて—

小畑 太作

## ■ はじまり〜宇部市長の

## 護国神社参拝

2015年4月18日、わたしが山口県宇部市に住んで7年目、同県初の女性市長となった久保田<sup>きみこ</sup>后子市長が任期2期目の最初の1年を終えようとする時のこと。わたしは久保田市長に、手紙で常盤神社への市有地無償貸与と、市長等による宇部護国神社への参拝の是正を求めた。

前者は、宇部市に転居して間もなく、公園の真ん中に建つその光景を目にして以来気にはなっていたのだが、<sup>ようちや</sup>漸く調べたところ、常盤公園内の常盤神社の社は、琴崎八幡宮の所有であり、しかし市有地貸与に関して何の契約もないことが分かった。後者は、戦没者遺族会への公的援助

を調べる中で、市役所より直接情報を得た次第である。知つたのは、ほぼ同時期であった。

いづれも前年度は、ある地元の市民団体と宇部市との定例協議のなかで取り扱ったが、進展が見られなかったことから、年度替わりを機に、個人の取り組みに切り替えた次第である。

手紙と電話の繰り返しの結果、宇部市は、前者については有償貸与契約を結ぶとし、後者については取り止めて、戦没者の追悼は、市の公共施設において神道とは切り離れた「宇部市戦没者追悼式」として執り行うこととした。

市民団体による交渉から教えて、およそ1年を要したが、村岡嗣政山口県知事による山口県護国神社参拝の事実を知つたのはこの間のことであつた。

## ■ 問題の所在

宇部市の場合、しかし、これで問題全てが解決したわけではない。その年、2015年の夏に開催された宇部市戦没者追悼式で久保田市長は、首相等が靖国神社参拝の度に述べる類のことを述べたのである。すなわち「宇部市が（中略）大きく発展してきたのは、戦禍の中で尊い命をさげられた方々の重い犠牲の上に築き上げられてきたものであり、感謝に堪えない」（同年8月15日付『宇部日報』より）と。

そもそも護国神社とは、靖国神社と同じく招魂社がその前身であり、政府側、すなわち天皇側の戦没者を英霊として祀<sup>まつ</sup>り顕彰することで、国家の戦争責任を回避する装置である。しばしば、靖国神社の問題が、A

級戦犯合祀として言われるが、これは昭和天皇の問題認識でもあり、問題の本質を見誤っている。靖国神社問題の本質は、その歴史観にある。

すなわち、今もつて侵略戦争を美化し正当化し続ける、その聖戦史観と言うべきものである。従つて、A級戦犯を祀るのは靖国神社こそ相応しいと言える。

敗戦後、各地の護国神社はその社名を変えたり、祭神の対象を広げたりしたが、その本質である歴史観は靖国神社と同じであり、また戦前・戦中から変わらず継続している。

問題の所在は二つある。一つは、自治体首長の護国神社参拝が公権力により特定宗教を助長するという問題であり、いま一つは、靖国神社あるいは護国神社そのものが有している歴史観であり教義の問題である。

前者は、憲法第20条ならびに第89条

違反、すなわち政教分離原則違反であるが、後者については憲法には直接該当する条文はない。強いて言えば、憲法前文であるが、ただでさえ政教分離原則違反は、権利侵害に展開しても理解を得るのは困難なところ、後者についてはその困難はより一層となる。そもそもこの国は、いずれも戦後長きにわたって宗教学人として認可しているのである。そして、その歴史観の内実は、既に述べたとおり更に戦中・戦前へと遡るのである。

例えて言えば、この流れは、この国の根底を、あるいは中枢を、滔々と流れながら、様々な支流を取り込むと同時に、各所に用水も供している一筋の大河のようなものである。確かに敗戦後の一時、その流れは細く浅くなつた。しかし、それは涸れることなく、徐々に勢いを回復し、今や再び大河へと戻りつつあるように見える。安倍首相による2013年の靖国神社参拝に対する違憲訴訟においては、裁判所は憲法判断すらしていない(東京はまだ上告中ではあるが)。歴史(観)とは、端的に言えば、私たちは何処から来て何処へ行くのかということである。それは言い換

えれば、世界(観)でもある。聖戦史観の最大の問題は、世界を人間の犠牲が必要なものとして描くことにある。そして、その犠牲を選定するために天皇制と密接に結びつく。その世界の住人は、その帰結として、被害者を真に顧みることほしめない。する必要はないし、むしろしてはならないのである。犠牲者として顕彰するのである。原発による事故や労働の被害者、戦争の被害者然りである。犠牲は、その世界の維持発展のために正当化される。

### ■河畔という境界線

宇部市長の護国神社参拝を知ったとき、幾人かの市議会議員にも知らせた。山口県知事の場合は県議会議員にも、また、わたしの場であるキリスト教会も含めて、日頃から人権の確立や平和の実現のために働く人々にも知らせた。しかし動き出す人はいなかった。そこで、冒頭に述べた、市民団体と宇部市との定例協議に持ち込んだ次第であるが、当方においてさえあまり高い関心は得られなかった。

つまり、件の流れは、わたしたち

の外側を流れているわけではないということである。もちろん、その中枢にドップリではないが、わたしたち自身が、流れの中にいるのであり、従つてそれは見えないし、しばしばその流れを作り出しているということである。当たり前の年始の挨拶も、神社への初詣も、そこに「祝！天皇在位30年」と掲げてあろうが関係ないと思える日常があるのでないか。

も若干の参加を得ているが、はつきり言つて少ない。マスコミにも通知しているが反応は皆無である。そうした中で、県側は、山口県護国神社「慰霊大祭」への公務参拝を認めながらも、次の理由でその正当性を主張している。(1)多数の遺族が参列しており、(2)戦没者及び遺族に対する感謝・慰霊の意を表するためであり、(3)従つて参拝ではなく出席、(4)また宗教的儀礼ではなく社会的儀礼である、と。ところが、その内実は玉串参礼であることや、部長以下の職員への随行と参拝の強制も認めている。

### ■山口県知事等の護国神社参拝

2019年1月、漸くわたしの働く教会の人々と共に村岡知事の護国神社参拝中止を求める取り組みを開始できた。一つの契機は、県立高校が、神社の巫女のアルバイトを斡旋しているという情報を得たことにある。これも字数の関係で割愛せざるを得ないが、流れは広がっているということである。

山口県庁とは、これまでに3回の文書のやり取りと、2回の直接協議を実施した。呼びかけた他団体から

ある県議会議員の調査によれば、2018年度は、中国5県の全県で知事の護国神社公務参拝は行われている。さらに全国においては、1997年の調査になるが、23県の知事が公務参拝をしていたという記録もある。その事を知る人すら少ないし、問題を自覚する人は更に少ないが、しかしそれらは間違いなく、戦前・戦中來のバビロンの流れに、勢いを増し加えているのである。そしてそれは、人間の犠牲をつくり出している。(おばた たいさく/日本基督教団 宇部緑橋教会牧師)

# 福田岩国市長が公費で沖縄へ選挙応援

出張旅費返還を求める住民監査請求

田村 順 玄

応援演説に赴いた。

こうした事実を、後日「田中龍作ジャーナル」の記事で散見した筆者らは、岩国市当局に公文書開示請求を行い、多くの驚愕の事実が判つてきた。

9月2日、岩国市監査委員に筆者ら8名の岩国市民が請求者となり、福田市長と審議監の沖縄出張は選挙応援が主目的で公金支出は違法、不当として、旅費計約20万円の返還を求める「職員措置請求書（住民監査請求書）」を提出した。同月5日、その請求は正式に受理され、審査が始まった。

9月30日、住民監査請求書を基に、8名の請求人が口頭意見陳述を行う機会が設けられ、請求人と補佐人・本田博利元愛媛大学教授が、約60分、意見を述べた。会場は、傍聴人や新聞・テレビ関係者で満席になった。今後も所定の審査が進められ、請求受理から60日以内に審査の結果が公表される（11月1日予定）。

今や岩国市政は何でも防衛省が絡めばどんなことでも実現する、国防都市のモデルのように国の防衛政策の実践が進められている。こうした悪弊を絶ち切るために、その第一歩として今回の住民監査請求を大いに生かし、「基地との共存」という街づくりをストップさせたい。

（たむら じゅんげん／前岩国市長、「あた」やま平和研究所」代表）

米軍厚木基地（神奈川県）から、空母艦載機の米軍岩国基地（山口県岩国市）移転を受け入れ、基地強化・拡大の道を一進に走る福田良彦岩国市長の4回目の選挙が来年1月に迫ってきた。福田氏は9月議会の初日に早々と出馬を表明し、対立候補が見えて来ない情勢で、政府の後ろ盾を受けた基地行政をさらに推進しようとしている。

今や岩国市では防衛省の色のついた数多くの施策が、福田市長の「成果」と日本の国防政策の見本のような街づくりとして実践され続けている。その米軍基地の街「イワクニ」をお手本に、政府は米軍普天間基地を抱える沖縄県宜野湾市や、その「移設」先の辺野古がある同県名護市の街づくりを強く希求している。しかし、この間、沖縄では度々の国政選挙や県民投票、知事選挙でことごとく敗れ、辺野古新基地建設に見られるように、沖縄への政治操作は思うように進んでいない。

こうした政府の思惑を实践しようとして進められたのが、昨年9月に行われた宜野湾市長選だった。悲願として沖縄県知事の職を手に入れた政府は、候補を当時の佐喜真淳宜野湾市長と定め、玉城デニー氏との一騎打ちに臨んだ。その後継として宜野湾市長選に立候補したのが当時の副市長・松川正則氏だった。政府として知事選はもちろん、宜野湾市長選も絶対敗れることはできない。

知事選と並行してこの選挙は9月23日に告示され、政府は挙げて松川候補を支援した。こともあろうにこの選挙で、山口県から福田岩国市長が松川氏応援に駆けり出された。福田氏はその行動日程も明らかにせず、新聞の「市長の動向」欄では「各種用務」という一言で隠されたまま、同月22日、岩国錦帯橋空港から急ぎ沖縄に飛んだ。

特別職の審議監と職員2名が同行し、表向きは岩国錦帯橋空港の利用促進のトップセールスと、防衛省の補助金事業でできた漁業協同組合施設の視察という沖縄出張であった。しかし、その日程2日目の9月23日（日）、宜野湾市長選の出陣式がすっかり組み込まれていた。一般職員をホテルに待機させ、審議監を従えた福田市長は、松川候補の出陣式に午前8時半から出席し、街宣車の上で応援の演説を行った。

街宣車には「山口県岩国市長 福田良彦」と書かれた大垂れ幕が用意されていた。後日、この時の感想を聞かれた審議監は、「周到に準備された応援演説にびっくりした」と語っているが、彼らの宿泊していた沖縄屈指の高級ホテル・ANAクラウンプラザホテル沖縄ハーバービューは、この時に佐喜真陣営の選挙対策本部が置かれており、漁協施設視察も移動には沖縄防衛局の公用車が使用されていた。ビックリどころか全て示し合せての行動であったことは明白だ。

今回、福田市長らは、ANA（全日空）航空運賃の割引の適用もない通常料金で急ぎよ沖縄に飛び、沖縄防衛局から公用車提供の便宜を受け形式的な視察日程をセットし、担当職員を従えての沖縄入りだった。そして、1人約10万円の出張旅費を受け取り、「空いた時間」と称して個人的な政治活動と認識し、松川候補の

# 山口地裁が開示請求を棄却、舞台は広島高裁へ

—岩国・米軍野球場「市民利用」協定情報公開訴訟—

本田 博利

本誌406号で報告したとおり、筆者は昨年6月に山口県岩国市愛宕山の米軍野球場の日米共同利用ルールである「現地実施協定書」の開示を求めて、岩国市を被告とする情報公開訴訟を提起（本人訴訟）した。この施設が、市民を「空母艦載機部隊の移駐受け入れやむなし」へと誘導する格好の「アメ」とされたのは周知のとおりである。

8月28日に山口地方裁判所で、残念ながら原告「敗訴」の判決が言い渡されたので、続報する。

## 1. 被告・岩国市はひたすら

### 沈黙、裁判所は傾聴

原告の主な主張は、次のとおり。

①岩国市の非開示決定は、自らが定めた情報公開条例の非開示条項に該当せず、最高裁判決や学説等の解釈（おそれの判断）に照らして違法である。

②逗子市や沖縄市は同様の協定書を公表している。

③協定書には、市議会に示した「概要版」に書かれた「既知」ないし「公知」

の情報が多数含まれており、最低でも部分開示すべきである。

法廷で岩国市側の奥憲治弁護士はひたすら沈黙に徹した。最高裁判例上、情報公開訴訟の立証責任は行政側にあり、開示することによる支障を、裁判所の判断が可能とする程度に具体的に主張立証しなければならぬ。裁判長は、「抽象的な主張ではなく、要件に即した実質的な主張」を求めたが、積極的な主張はなかった。

筆者は、初回を除く5回の口頭弁論すべてで、毎回10〜15分程度の自由な陳述を行った。最も強調したい主張に耳を傾けていただいた訴訟指揮に感謝するが、残念ながらことに判決には結実しなかった。

## 2. あまりにもシンプルな判決

### 書、判決の理由は簡単

筆者は、専攻する行政法の公理である「理由のない処分はない」の一点から、被告の敗訴を確信して判決の言い渡しに臨んだ。しかし判決は、「原告の請求を棄却する」「訴訟費用は、被告の負担とする」の二言で終わった。正直、あつて

にとられたどころか、キツネにつままれた気持ちがあった。

判決書は16頁のシンプルなもので、さらに驚いた。肝心の「裁判所の判断」、つまり結論に至った理由は3頁のみで簡単すぎて、判断の理由が尽くされていない。

原告は心血を注いで12通の準備書面（計310頁）を提出し、被告はわずか6通のおざなりな準備書面（計46頁）であった。判決は、主張の対比（落とされた論点多数）、ひいては争点の設定において公正を欠いているといわざるを得ない。

## 3. 判決は原告の主張を認めながら、結論は独自の判断

### 裁判所の判断の争点1（非開示情報の該当性）において、被告は情報公開条例7条7号（協力・信頼関係情報）、同条6号（事務事業執行情報）の柱書及びイの3つを非開示理由としたが、裁判所は7号しか認めなかった。原告の反論が認められた。

しかし裁判所は、被告の7号該当の理由は条文の引き写しだけでこれも明白に

違法のところ、独自に6号の理由と合体（加工）して、協定書の「米軍・国の同意がない限り公表しない」との1文の存在のみをもって判断理由とした。これは、木に竹を接ぐもので、7号該当の理由とはならない。

さらに裁判所は、争点2（部分開示義務の有無）において、被告の幼稚な珍理論である「文書別物論」（協定書は米軍・市・国の三者が作成。概要は市が作成し作成者が異なる）、「情報別物論」（協定書の本書は英文。概要は和文の仮訳で区分できない）に対する筆者の批判を受けてこれを採用せず、裁判所独自の理屈づくで部分開示義務なしとした。しかし、これは意味不明の論旨であり、どう読んでも理解できない。「屁理屈司法」（阿部泰隆）そのものである。

## 4. 舞台は広島高裁へ—逆転期す

筆者はこの地裁判決に不服であるとして、9月2日に控訴した。舞台は広島高裁に移った。「協定書の概要は公表して、本文は非開示」の理不尽さへの市民の素朴な疑問が出発点である。

筆者は、米軍岩国基地滑走路沖合移設の理め立てをめぐる岩国「海の裁判」で広島高裁に意見書を提出し、逆転判決を得た。同じく高裁での逆転の再現を期してがんばりたい。

（ほんだ ひろかず／元愛媛大学教授）

# 今年度「安全保障技術研究推進制度」採択と私達の課題

小寺隆幸

2019年8月30日に防衛装備庁は、今年度の安全保障技術研究推進制度（予算101億円）の採択結果を公表した。 <https://www.mod.go.jp/ata/houdou.html>

本稿ではその概要と今後の課題について簡単に述べる。詳しくは、軍学共同反対連絡会のニュースレター36号を参照してほしい（連絡会ホームページからダウンロードできる）。

## ■今年度の応募状況と

### 採択の傾向

今年度の応募は57件、採択件数は16件だった。そのうち5年間で20億円まで費用を出す大規模研究課題（タイプS）の採択は3件で、すべて企業であるが、そのうち1件に大学（校名不明）が分担研究として加わっている。小規模研究課題（39

00万円以下）の採択は13件、大学2（大阪市立大と山口大）、公的研究機関7、企業4である。

2015年の本制度開始以来、大学からの応募件数は58↓23↓22↓12↓8と減り続けている。なお複数件応募している大学もあり、応募大学はこれより少ない。採択件数も4↓5↓0↓3↓2と低迷している。日本学術会議の「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017年3月）や大学内外での軍事研究反対の取り組みが浸透した結果であろう。

一方、公的研究機関からの応募件数は22↓11↓27↓12↓15、採択件数は3↓2↓5↓7↓7と推移している。ただ内訳を見ると、2017年に始まったタイプSへの応募は、5↓3↓0と減り、採択も2↓2↓0となっている。防衛装備庁とともに大掛かりな研究を行うことには踏み

出さず、研究者個人の応募が主であることがわかる。ただ今回、物質・材料研究機構から5件も採択されているように、装備庁の制度を積極的に活用しようとする姿勢が一部の研究機関で鮮明になっている。2015年以降、複数回採択された研究機関は、ほかに理化学研究所、宇宙航空研究開発機構（JAXA）、海洋研究開発機構がある。

企業からの応募件数は2015年以来29↓10↓55↓49↓34、採択件数は2↓3↓9↓7↓4と推移している。ただSタイプの応募は2017年以降、12件、16件もあったが、今年は6件と激減した。しかし採択は4↓5↓3と横ばいである。目玉としたSタイプに大学や研究機関は応募せず、企業から最大限採択し、それでも足らずに二次募集を開始している（応募締め切り11月13日）。装

備庁にとって大きな誤算であろう。

なお昨年度から、ベンチャー企業あるいは中小企業と思われる大企業以外の企業からの採択が目立つ。ベンチャーは、企業や大学との結びつきを保つまま起業していることが多く、軍と企業と大学を結ぶパイプ役を果たすようになる可能性がある。

## ■採択課題の特徴

今回採択された課題から防衛省のねらいが透けて見える。

まず従来から採択が多かったものに「化学物質検知技術に関する基礎研究」があり、今年も大阪市立大と物質・材料研究機構の2件が採択されている。大阪市立大で採択された「拡張された細孔を持つ配位高分子を利用した有機リン化合物の検出」の研究は、2016年に有機分子

を吸着・分解する材料の研究で採択されており、今回の研究はその延長線上にある。有機リン化合物は神経や呼吸器系に対する毒性で知られ、第二次大戦下で毒ガスとして多用され、サリンもその一種である。研究概要には残留農薬を検出するツールの研究と書かれているが、ベトナム戦争で米軍が散布した枯葉剤も農薬であったことを想起すべきである。

また「革新的な航空機等の推進装置に関する基礎研究」もこれまで採択されてきたが、今年も物質・材料研究機構から2件も採択されている。

今年目を引くのは「赤外線領域における新たな知見に関する基礎研究」が東レ株式会社（Sタイプ）とJAXAの2件、「革新的な水中通信、センシング及び電力伝送に関する基礎研究」は社団法人全国水産技術者協会（Sタイプ）と株式会社トリマティス、マクセル株式会社の3件も採択されていることである。池内氏は、これを人工衛星用と潜水艦用と考へ、防衛省が宇宙状況把握（SSA）と海洋情報把握（MDA）を重視しているのとらえる。

また今年初めて「生物模倣による効率的な移動体の開発」が2件採択

された。山口大学の「細胞が持つあらゆる車輪の回転メカニズム解明と移動体への応用」は、研究概要によれば「アメーバ細胞内部の車輪様構造の回転運動を解析し、これを模倣したソフトロボットのプロトタイプを製作して実証する」ものである。もう一件は物質・材料研究機構の「昆虫の脚の接着機構の基礎研究と移動体への実装」で、「昆虫が壁の上や水中でも歩行できる原理や脚の構造を解明することにより、環境の変化に関係なく安定して物質の表面を移動したり、留まつたりすることができるとする移動体の実現」を目ざしている。

今、世界では生物模倣兵器の開発競争が進む。オックスフォード大学の教授らが設立した会社は、英国防省の資金支援でトンボの羽を模倣した12cm、20gのドローンの開発に着手している。トンボ型ドローンは、上空の速い気流の変化に機敏に対応し継続的に飛行でき、空中で動力を失つても柔軟な着陸が可能であると見て、英国防省は軍事への応用を狙っている。防衛省もこのような研究を進めようとしているのだろう。

さらに、「多数の移動体の協調制御に関する基礎研究」として、クラ

スターダイナミクス株式会社の「機械学習と物理学ベース群知能による状況適応型群制御の研究」が採択されたことも重大である。この採択を9月4日の日刊工業新聞は「防衛省が小型ドローンの研究強化、尖閣や都市攻撃に備え」という見出しで報じた。この研究は、数十機、数百機のドローン編隊攻撃に備え、多数の移動体を協調制御する基礎研究であり、尖閣諸島や都市への攻撃でドローンが使われる可能性も高いとして、対応準備を進め、守りを固めるためというのである。

## ■連絡会の取り組みと

### 今後の課題

このように、防衛装備庁が言及した「基礎研究」は現在の軍事的要請に密接に関連している。そういう中で大阪市大と山口大が応募し採択されたのである。大阪市大では、2016年の採択に抗議し、「大阪市立大学の統合問題を考える会」が学長に申し入れを行った。そして学長は17年4月、今後は検討すると述べたにもかかわらず、今年も同一研究者の申請を認め採択にいたった。今回の採択

に対し、軍学共同反対連絡会は大阪市大関係者らとともに抗議の申し入れを行う取り組みを進めている。

また、山口大は18年に「山口大学における防衛省等が公募する研究課題への応募等に関するガイドライン」を作成し、その中で「軍事目的の研究は認めない」と明記しているにもかかわらず今回、応募・採択された。その矛盾を衝き、抗議する申し入れを連絡会として近く行う。

今後大学からの応募がゼロになるまで反対運動を追求し続ける。問題は公的研究機関である。学生や市民の目に触れにくく、政府からの予算の締め付けや官僚的統制が強まる中で、今後軍事研究にどっぷり浸かる危険性がある。特に、物質・材料研究機構の橋本和仁理事長は、内閣府総合科学技術イノベーション会議の委員として官邸主導の科学技術政策を牽引している。私たち市民が、このような現状を注視し、公的研究機関のあり方、さらに科学技術政策のあり方について社会的議論を作っていくことが求められている。

（こでら たかゆき／軍学共同反対連絡会事務局長）

# これが独立国家ニッポンの現実(1)

— 憲法、安保、地位協定、そして民主主義 —

沖国大・前泊教授が生協労連中四国地連大会で講演

〔※編集部注〕さる8月17日、岡山県総社市でひらかれた生協労連・中四国地連第30回定期大会に招かれて記念講演をおこなった前泊博盛・沖縄国際大学教授（元・琉球新報記者、論説委員長）の講演内容の要旨を、演者の許可をえて以下、何度かに分けて掲載します。なお、見出しを含めて文責は当編集部にあります。〕

## 1. 「民主主義」の否定

皆さん、こんにちは。前泊です。早速ですが、皆さん、沖繩に米軍基地がいくつあるかご存知ですか？お手元にお配りしたレジュメのなかに、学生用で作成した「日米安保と地位協定に関する基礎検定」という34個の質問事項をまとめたものがあります。それをごらんください。昨年

に引き続いて今年の3月12日、参院

予算委員会に参考人・公述人として呼ばれた際、これと同じテストを国会議員の皆さんにやっていたいただきました。結果どうだったか、彼らのメ

ンツにもかわるので言いませんが、時間があれば「参院予算委員会」にアクセスして見てください。ところで、先程の質問の答えを知らない国会議員の方が多かったのですが、知らないのに「沖繩に基地は必要だ」という議論はするという、おかしな話になっています。

そこで今日は、民主主義というものがどういう状況になっているのか、日本という国が、安全保障の問題、経済の問題を含めてどういう状況になっているのか、概況をお話したい。

### ● 選挙民主主義の限界

今日は最初に「選挙民主主義の限

界」についてです。

皆さんは有権者で、「主権在民」と言われていますから、本来、皆さんは主権者であるはずなのですが、主権者が主権者であるのは、「投票する瞬間」だけです。投票が終わると皆さんは一被支配者です。選んだ人たちから支配される側になります。内閣というものが皆さんを、いかようにもできる。極端なことを言えば「徴兵制を敷くよ」ということで、多数でおしきつてしまえば徴兵制が敷かれてしまいます。そういうことに賛成するような人を選んでいれば防ぎようがありません。次の選挙も「しない」という選択をされてしまつたら、アウトです。

今、香港で大きなデモや大変な騒ぎが起きています。空港が閉鎖されたり、キャセイ・パシフィックの乗

務員たちも「ストライキをした」ということで、その責任をとつてCEOが辞任するといったことも起きています。

なぜ香港がこれだけ騒いでいるかというと、ちよつとした事件・事故を起こただけで、その身柄が中国本国に送られてしまう——、本国に送られ裁判をするとき裁判所は「これは政治的な問題なのでわれわれは判断しない」となる。そうすると、中国共産党が自由に判決を出せる、自由に処理ができてしまうからです。

そうなると「闇から葬りさられてしまうんじゃないか」、「異議申し立てもできなくなるんじゃないか」——、裁判権までも否定されてしまうことになりかねないという懸念が若い人たちを中心にひろがり、「政治運動をする人たちは根こそぎ持っていかれてしまうのではないか」、

そのような恐怖感から大きなデモになっ  
ています。

ただこれは香港だけの問題じゃあ  
りません。みなさんが例えば香港に  
行ってなにかあったとき、香港の警  
察がある意味、なんでもできてしま  
う。家宅捜索にいきなり入ってきて、  
持つてきたビニール袋に入った覚醒  
剤をその部屋に「落とす」わけです。  
それで「これは何だ」と冤罪をでっ  
ち上げることが可能です。その時、  
「私は知りません」と言っても、「(葉  
が)あるじゃないか」と、「物的証拠」  
をでっち上げられてしまいます。そ  
うなったとき、反証しようがないと



熱弁ふるう前泊博盛教授

いうことになります。  
そうした警察権力に対して、どれ  
だけ監視していけるか、事件・事故  
を起こしても、警察官に対していか  
に厳しい目を向けることができるか  
が重要です。国民がしっかりと監視を  
する必要があります。

選挙に際しても、「しっかりと選ぶ」  
こと、つまり、議員たちが公約を実  
現してくれるかしっかりと確認す  
ることが重要です。でなければ、み  
なさんがどのような人物を選んでし  
まうか、確認しようがありません。  
民主主義には、そういう怖さもあり  
ます。

日本の民主主義は「選挙民主主義」  
です。選挙によってはじめて成り立っ  
ているということがあります。しか  
し、その「選挙民主主義」も、残念  
ながら投票率が50%を切る状況で  
す。投票率が50%を切ると、有権者  
総数の25%を取れば政権が取れると  
いうことになります。「4分の1民  
主主義」という言い方もします。そ  
れがどういいう状況を引き起こしてい  
るか。有権者の無力感・無関心を招  
いてしまっています。どんどん、ど  
んどん選挙に行かなくなっているの

です。そうすると、政治で何かを動  
かそうと目論んでいる人たちが、勝  
手に世の中を動かせるようになりま  
す。無関心というものがどれほど怖  
いものか、かつての戦争に突入して  
いった時代にもつながっていく気が  
します。

### ●最後の手段としての県民投票

レジメの「選挙民主主義の否定」  
というところをごらんください。「沖  
縄ではなぜ民意が無視されているの  
か」という問題ですが、「沖縄を見  
れば日本の民主主義の状況がよくわ  
かる」ということがあります。

沖縄では、基地問題で何度も県民  
投票をおこなっています。辺野古の  
埋め立ての是非を問う県民投票では、  
反対が72%を占めました。圧倒的に  
反対の意思が示されたのです。沖縄  
県民はすべての選挙、つまり参院選、  
衆院選、県知事選、県議会議員選挙、  
さらに地元・名護の市長選、市議会  
議員選挙で、辺野古埋め立て反対・  
新基地建設反対の意思表示をしまし  
た。ところが、それらはことごとく  
無視され、建設が強行されるのです。  
そうなる沖縄県民は一体どのような

にして意思を表示すればいいのか？  
最後に残された手段が、県民投票  
なのです。直接、「ワン・イシュー」  
(単一争点)で争えるからです。選挙、  
例えば衆参の国政選挙だと、憲法を  
どうするのか、消費税をどうするの  
かなど、いろんなテーマの中で政党  
がたてた候補者を選んでいきます。

そうすると、「有権者が候補者・  
政党を何のテーマで選んだかがはっ  
きりしないということがある」——  
菅官房長官はそう言っています。だつ  
たら、「ワン・イシュー」＝「辺野  
古の問題だけ」で民意を問いましょ  
う、ということでも県民投票の取り組  
みが行われたのです。

辺野古問題でいえば、直近の宜野  
湾市長選挙、あるいは名護市長選挙  
では、事実上埋め立てを容認し新基  
地を容認している2人が当選をして  
います。それで、「ほら、ごらんな  
さい」「民意は容認じゃないか」と  
いう言われ方をされていますが、  
実は、かれらは、選挙期間中「辺野  
古問題には全く触れない」という戦  
術で勝ったのです。「地域の振興策  
をどうするかが問われている」とい  
う訴えで、名護市長選では自公推薦  
の候補が勝ちました。宜野湾でも同

じです。「(宜野湾市にある) 普天間基地をどうするかが焦点だ」という形で「辺野古問題はもうケリがついている」と言って争点から外すこと

によつて当選しているのです。それが今回、「ワン・イシュー」で県民投票をおこなった結果、投票率は52・48%——これについて、菅官房長官は「この程度の投票率で……」といった言い方をしていますが、国政選挙でも半分程度です。彼に「この程度」と言われる筋合いはありません——、うち、反対は72%、圧倒的な民意を示しました。

「どちらでもない」という選択肢も入れたのですが——なぜ入れたかという、名護市や沖繩市、糸満市や宮古島市、石垣市の「主要5市」が「われわれは県民投票には協力しない、させない」と市議会や市長が表明したからです。この5市で沖繩県の人口の3分の1を占めます。そうなると、「賛成・反対で示せない民意もある」ということで、「協力しない」ということになったのです。そこで県民投票を組織する中心になった若者たちがハンガーストライクに入りました。「これでいいのか!」という問題提起をおこなったのです。

ここまでくると、さすがに「見捨てるわけにはいかない」ということになりました。

もう一つは、「市議会が県民投票を拒否するとはどういうことか」「有権者の投票機会を奪う権利まであなた方に与えた覚えはない」ということで自民党が有権者から批判されたのです。「訴訟になりますよ」「損害賠償請求もありますよ」という話もあつて、「これはまずいかな」となり、自民党も途中で変わつてきました。それで投票を容認することになったのですが、その際にかねらがつけてきた条件が「賛否どちらでもない」

という選択肢を入れる、ということだったのです。それで、政治的「歩み寄り」でそれが入れられることになりました。

けれど、この「どちらでもない」というのは一体何なのか? この5万2000票の「どちらでもない」有権者は何故、この県民投票に行つたのか? なんとも不思議な事態でした。

私が注目するのは、反対票もさることながら、約11万票あつた「賛成票」です。なぜ辺野古問題で「賛成」があるのかということですが、

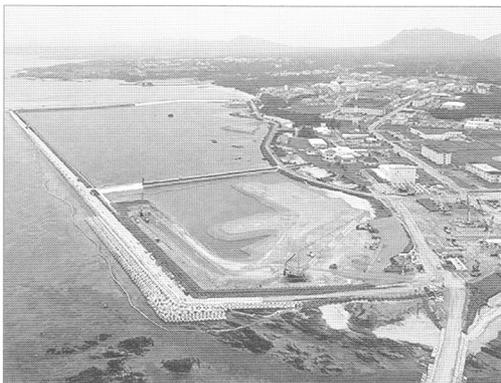
先程、低投票率の問題に触れました。知事選挙で玉城デニー知事が誕生しました。39万6632票という、過去最大の得票でした。その時は投票率63・24%で、玉城氏の得票率は55・7%、自公などが推薦した佐喜真氏は43・9%です。今回の県民投票で自公が投票させない運動をしてきたのに有権者の52%は投票にいきました。知事選挙結果を見れば、投票総数の約半分が自公の票ということになりますから、半分がいかなくても投票率は52%あるということですから、自公支持者なども投票に行つて

と、辺野古新基地建設反対を掲げて圧勝した玉城知事よりも上回る43万票が「反対」の意思表示をしたということですが、どこからこの票が来たのか? 実は、出口調査の結果、自民支持層の中の4割が「反対」していることがわかりました。自公支持者だから賛成投票しているというわけではないのです。つまり「辺野古」問題だけを争点に選挙をすれば賛成派はまったく勝てないということになります。

ではなぜ、選挙結果では違う結論が出るのか? 選挙民主主義というものがあるのか? 「ワン・イシュー」、具体的な問題について結果を出すことが非常に難しい時代になつてい

ると言えると思います。2014年におこなわれた衆議院議員選挙の結果を見てください。投票率は過去最低の52・66%を記録したのですが、自民党の全有権者の中で占める得票率は25%です。他方、

議席の占有率は76%です。「選挙民主主義」の怖さです。こういう結果を見せつけられると、「投票にいかない人たちが、投票にいかない限り、日本の選挙制度は国民の民意を反映することができない制度になつてい



土砂投入半年後の辺野古(琉球新報)

るのかもしれない」（『日経新聞』）との指摘ももつともかもしれません。

## ●強権型「民主主義」＝日本

沖縄から見ると、日本の「民主主義」は「強権型」です。辺野古現地に機動隊を投入し、海上には保安庁を投入して抗議行動を強制排除しています。自民党の誰かできえ「国家権力の暴力装置だ」と言っています。

機動隊、海上保安庁、自衛隊——これらは一体、何から何を守ろうとする組織なのでしょう？ 自衛隊は今、辺野古沖に「掃海母艦」まで派遣しています。かつて第1次安倍政権が発足した当時、政権は辺野古の丸腰の住民運動に自衛隊派遣を発動しました。「海上警備活動」の一環としてです。自衛隊の歴史始まって以来のことです。私は当時、防衛省の事務次官だった守屋という人物に電話して「戦後発足した自衛隊が初めて自国の国民に銃をむけた瞬間として、自衛隊が何から何を守るために創設されたのかを問い直すことになりませよ」という話をしたことを覚えていています。

それ以来、自衛隊・海上保安庁・警

察機動隊、こういったものが今では当たり前のように、アメリカ軍の基地をつくるために、住民を弾圧する組織として動かされています。何のためにその基地をつくるのかといった説明もないまま、そしてその基地をつくるために国家の権力が乱用されている、そういう感じがします。

## ●「脅し型」の沖縄関係予算

そして、沖縄関係の予算については、「脅し型」です。「基地を認めなければ予算を減らすよ」という脅しにつかわれたりもしています。「賄賂型」というのもあります。かつて自民党の幹事長をされていた石破さんが、名護の市長選で、「辺野古新基地に賛成する市長が当選したら500億円の（地域振興）基金をつくりませよ」と、選挙戦の只中で言っているのですよ。誰のカネか？ 国民の税金です。政権与党だと予算を「つける、つけない」という、公職選挙法では賄賂に相当するようなことが、まかり通ってしまうのです。いったん政権をとってしまおうと、こういうカネの使い方ができてしまうわけですから、税金を使った賄賂を

贈ることができるのです。

こういうことがまかり通れば、野党は二度と政権を取れないかもしれません。そのようにシステムティックに動いてしまう可能性があります。「一括交付金を減らしますよ」「米軍再編交付金も出すよ」「出さないよ」という形で揺さぶられます。本来選挙において、こういう「振興策」や「基金の創設」などは、民意に影響を及ぼしますから、やるべきではありません。

## ●「恫喝型」の裁判

「恫喝型」の話をします。沖縄県が裁判を起こしても裁判所がすぐに「国側有利の判決」を出してしまします。あるいは逆に沖縄県が異議申し立てをおこなっても、国側はすぐ裁判にしようということがあります。これは「スラップ訴訟」と言います。大企業が中小企業や個人を揺さぶろうとするとき、「裁判に訴える」ということをよくやります。組織ならば組織として弁護士などがきちんと動いて処理してくれませんが、個人の場合は、訴えられると、弁護士を雇うにもかなりな費用がか

かり裁判に時間もかかります。面倒臭さも相当なものです。しかも、負けた時の損害賠償を考えたりすると……となつて、すぐに「和解」に納得してしまうということになります。結局、「問題なかった」ことにされてしまうのです。

そういう「強い立場の人や組織」が「弱い立場の人や組織」を裁判に訴えて揺さぶるのです。そういうことは欧米では禁止されているのですが、日本ではまかり通っています。そういうことが沖縄でも行われていることを覚えておいてください。

## ●日本に主権はあるか？

こういう事態がなぜ生まれたか、どう対処すればいいのか？ 結論からいえば、まず、課題として、占領政策の延長で「主権が侵害されている」ということがあります。アメリカから、「基地をつくれ」と言われれば否応なくつくって提供するしかない。日本はほとんど無力です。それと「人権侵害」があります。国家による暴力です。反対運動をおこない選挙でいくら意思表示をしてもそれが無視される。無視されれば

最後はもう「体を張った」抵抗しかありません。体を張ってフェンスの前で反対するオジイ、オバアたち、それが警察権力の若いものたちによつて駆逐されていく。私もシヨックだったのですが、フェンスの内側から米兵たちがその写真をとっているのです。グラランマ、グラランパのよ

うな人たちを、孫のような若い警察官たちが両手両足を掴んで排除していくのです。そして「あまりにも哀れで見えられない」と米兵たちがメールするのです。

日本人はそういうことも知らないまま、フェンスの内側から写メをとられ「哀れで見えられない」と言われている民族——ということになるのかもしれない。

いつたいその基地を何のためにつくっているのかもわからないまま、日本側がカネを出し、最終的には2兆6000億円もの費用がかかる基地がつくられているのに、そのことを国民のほとんどが知らないのです。

若い人たちが最近、こういう事態について、30分程度のシヨートメツセージビデオをつくり、アメリカやその他の外国の若者たちに見せ、「辺

野古では今、こういうことが起っているけど知ってる？」と聞きます。すると、「知らない、知らない」と

返事が返ります。そして「これはひどすぎる。何故怒らないんだ？」と続くのです。若い人たちが辺野古の事態を世界に発信し、世界が「それは非常識だ」と考えていることを知り、若い人たちの中に広めています。

こうしたひどい「人権侵害」に対して緩慢な対応しかできないというのが、この国の限界のような気がします。「民主主義」と言っても、「選挙民主主義」そのものが機能していない、示された民意が無視されてしまふということになれば、残念ながら、この国には「民主主義」がないということになってしまいます。そして、法が支配する「法治国家」から、問題を放置する「放置国家」になつてしまつているという現実があります。それは沖縄を見ればよくわかります。どうすればいいかは、後ほど提起したいと思います。

### ●占領政策廃止・主権回復を

それで、こうした事態をどう解決するかです。「主権侵害」については、

占領政策そのものを廃止し主権を回復するということです。

在日米軍に対して「国内法を適用する」、そのための日米安保体制の見直しが必要です。一党による事実上の単独政権が長くつづいていて、自分で浄作用が働かなくなっています。時々、政権を交代させながら前の政権の不正を正したりすることが重要です。そうして新しい政権を誕生させるといった、「定期的なクリーンアップ」が大事です。

そのためには「健全野党」の育成が必要です。そして、「民主主義の再構築」のために、利益誘導型の政治を規制し、主権者として基礎的に、政治をどう監視していくのかということも問われます。

それと、本来の司法制度をどう取り戻すかです。みなさんもご存知のように地裁レベルでは画期的な判決が出されたりもします。「砂川事件」判決などが典型です。「自衛隊」というのはあきらかに軍隊である」といった判決が出されました。あるいは、「日米安保条約は違法、違憲である」といった判決を、地方裁判所が出しています。ところが、最高裁判所では政治

的影響から全部、ひっくり返されません。「地裁が最高で、最高裁が最低だ」と言われるような判決が出たりします。こうしたことがまかり通つてしまふのは、一体、何なのだろうかということですが、

最高裁判官の人事は行政Ⅱ内閣がやりません。内閣に逆らうような判決は出せない体制がつけられているのです。「三権分立」というのは小学校でも習いますが、この国にはそれは存在しません。だから小学校の先生に「三権分立を教えるのはやめなさい、実態と違っていますから」と言いたい。司法・立法・行政の三権では、行政Ⅱ内閣がすべてを掌握しています。官僚についてもそうです。内閣人事局ができたとなん、官僚たちは政治の前にひれ伏してしまいました。

そして、官僚が支えてきた国家も崩壊してしまうという、そういう状況にもなつてきています。そういう状況をどう直していくのかというのが、私たちの課題です。へつづく

(まえどまり ひろもり／  
沖繩国際大学教授)

# ソ連／中国 革命挫折の淵源と歴史的課題の考察(4)

—『陳独秀と中国革命史の再検討』上梓に際して—

吉留 昭弘

(前号よりつづく)

## (八)

### (5) 「ブルジョア的権利」の問題

「ブルジョア的権利」という文言もラッサール批判の際にマルクスによって用いられた。レーニンはこの文言を非常に重視し、これを根拠に、社会主義社会におけるプロレタリア独裁国家の存在を主張したのである。

したがって、われわれも社会主義社会における分配問題を考察しなければならぬ。

ラッサールは、社会主義社会では「公正な分配」がおこなわれると主張していた。マルクスはこのような非科学的観点を批判したのである。

共産主義の第一段階である社会主義社会は、生産手段の共有制の社会であり、社会の労働可能な成員はすべて生産者と

なっている社会である。生産者たちの生み出す生産物の総計が社会の総生産物だが、このなかから次の部分が先ず差し引かれる。

① 消耗された生産手段をうめあわせる補填分。

② 生産を拡張するための追加分。

③ 災難や天災などに備えての予備元本または保険元本。

④ ②③を差し引いた総生産物の残りの部分から、さらに、次の部分が差し引かれる。

④ 「生産には入らない一般行政費」(この部分は、新社会の発展につれてますます減少する)。

⑤ 「学校や保健施設などのような、いろいろな欲望を共同でみたすのにあてられるもの」(この部分は、社会の発展につれてますます拡大する)。

⑥ 「労働不能者などのための元本」(以上、傍点はマルクス)。

総生産物のなかから差し引かれる①～

⑥の部分は、社会の存続のために必要とされる部分である。

残りの総生産物が生産者たちの消費分となるのだが、そこで、生産者たちはそれぞれ自分たちだけの生産物を手に入れることができるかといえ、そうはいかないという問題が出てくる。社会の生産力水準がまだ低いこの段階では、人々は「欲望にに応じて」「必要に応じて」の分配を受けることはまだできないのである(注1)。

そこで、労働に応じた分配という問題が出てくる。等しい労働に対する等しい労働生産物の分配である。これは等価物の交換という商品交換の原則と同じである。生産者たちははかれらが与えた労働の量に対する対価を総生産物のなかから(社会的に必要な部分を差し引いたあとで)かつきり返してもらわなければならない。

マルクスはこのような等価物の交換を「ブルジョア的権利」と呼称している。

しかし、ここでは分配の平等が完全に

実現されているかといえ、そうではない。なぜなら、人間の労働能力には生まれつきの差異があり、すべての人が均等な労働能力をもって生まれてきたわけではないからである。例えば、ある人は生まれつき労働能力が高いがある人は低い。労働能力が同等であっても、ある人は家族持ちである人は独身であるなど、結果として分配には差異・不平等が生じる。この分配上の差異・不平等を避けるためには、権利は不平等でなければならぬ。なぜなら、社会的生産力はまだ完全に平等な分配を可能にするほどには達していないからである。これは第一段階の社会の避けられない欠陥である。

マルクスは、この欠陥について次のように述べている。

「すべてこういう欠陥を避けるためには、権利は平等ではなく、不平等でなければならぬだろう。」

しかし、こうした欠陥は長い生みの苦しみのうち資本主義社会からうまれたば

かりの共産主義の第一段階では、避けることができない。権利は社会的経済的構成およびそれによって制約される文化の発展水準より高度のものには、けつしてなることはできない」(『ゴータ綱領批判』)。

このようにみると、労働に応じた分配という問題には、二つの側面があることがわかる。一つの側面は、分配の平等を實現している側面である。生産者たちは自分たちの労働を提供し、その労働量に対する対価を社会から等しい生産物の量として返してもらおう。等価物の交換と同じである。

もう一つの側面は、にもかかわらず労働に応じた分配は、分配上の差異・不平等を避けられないという側面である。人間の労働能力は均等ではないからである。この側面は、労働に応じた分配の持つ副次的側面だが、しかし、この第一段階の社会の欠陥を示している。

問題は、この社会のもつ避けられない欠陥をどのようにみなし、それにどのように対応するかである。この問題でマルクスとレーニンの対応はまるで違っている。

すでに述べたように、第一段階の社会主義社会は生産手段の共有制の社会であり、相互扶助の協同社会である。社会の生産者たちは、みんなで協同して社会的生産力を高めていけば問題は自ずから解

決することを知っている。またどうしても社会的補助が必要なならば、家族扶助費とか社会福祉などの補助手段を通じていくらかでも解決可能なことを知っている。分配上の差異・不平等をめぐって、社会に「階級対立」が起こることなどありえない(注2)。

レーニンは、分配上の差異・不平等が主要な側面であるかのように、この社会主義社会をみなしている。それは『国家と革命』の「しかし、国家はまだ完全に死滅したのではない。なぜなら、事実上の不平等を是認する『ブルジョア的権利』が依然として保護されているからである」という叙述に示されている。

さらにレーニンは、「共産主義の『高い』段階がやってくるまでには、社会主義者は、労働の基準と消費の基準に対する、社会と国家とのきわめて厳重な統制を要求する」とまで述べている。協同社会に「国家のきわめて厳重な統制」が必要であるとするとレーニンの見解は、マルクスの思想・理論からは大きく外れている。マルクスはラッサール批判ののち、自戒的述懐を行っている。それは次のようである。

「以上述べたことを別にしても、総じていわゆる分配のことで大き過ぎをして、それに主要な力点を置いたことは誤りであった。

いつの時代にも、消費資料の分配は、

生産諸条件そのものの分配の結果にすぎない——物的生産諸条件が労働者自身の協同的所有であるときには、今日とはちがった消費資料の分配が生じる。

分配を生産様式から独立したものと考察し取扱い、したがって社会主義を主に分配を中心とするもののように説明するやり方は、俗流社会主義がブルジョア経済学者から(そして民主主義派の一部が俗流社会主義者から)受け継いだものである。

以上、(1)〜(5)にわたって『ゴータ綱領批判』の重要問題を検討してきた。いずれもレーニンの国家論とかかわる問題であった。ゴータ綱領をめぐっては、マルクスとエンゲルスはこれらの共同提案にみられるように、プロ独裁を「協同社会」を意味する「コミュニティ」「ゲマインシャイト」という表現に改めるよう提案していた。これにたいして、レーニンはプロ独裁は高度な共産主義社会に至るまで存在すると主張した。プロレタリアート独裁の問題は、プロレタリア革命の前途にかかわる重要問題であったことを考えると、レーニンの誤りはロシア革命の命運だけにとどまらなかった。

(つづく)

産力が高度に発展した今日の先進資本主義国では、社会主義社会での分配問題はさほど重要な問題とはならないだろう。資本主義は、もはや十分すぎるほど社会主義のための物質的諸条件を準備している。

生産力の高度化は、今日では、民衆の側の窮乏化をうみだし、それは「少子化」問題となって表れ、資本主義諸国を脅かしている。

【注2】

かつて旧ポーランドで政権にありついていたスターリン主義官僚たちは、労働に応じた分配下における差異・不平等を不当に拡大しただけでなく、この差異・不平等を利用して労働者間の競争を組織した。競争に勝った労働者には報奨金を与え、「労働英雄」として讃え銅像まで建てた。労働者たちは、このような手法は協同心の方向に逆行し資本家による搾取強化と同じだと反発した。そして「労働英雄」も「銅像」も朽ちはててしまった。

『灰とダイヤモンド』で著名なポーランドの映画監督/故アンジェイ・ワイダが描いた『大理石の男』の背景である。ワイダはスターリン主義官僚どもの醜い反社会主義の本質を見事に暴いたのであった。

(よしどめ あきひろ/社会主義問題研究者/立教大学大学院経済学研究所博士課程修了、東京都在住)

# 『The Best of Enemies』

ロン・ビッセル監督

評者 鈴木 右文

「The Best of Enemies」(二〇一九)は、一九七一年のアメリカ、ノースカロライナ州を舞台に、人権活動家の黒人女性と地元のKKK支部長との交流を描いた実話で、日本では未公開。

一九五四年に米国最高裁で、人種分離の公立学校は否定されたにもかかわらず、随所で分離された学校は続いた。同州ダーラムでも同じだったが、黒人学校が火事になり、白人学校への統合が問題になった時には町が騒然となった。シャレット(六〇年代に米国で始まった専門家を交えた一週間程度の市民集会)が開催され、二人は共同議長として火花を散らす。

市内では参加者への自治体からの嫌がらせや圧力団体からの脅迫などが横行。映画は関係者の動きを丹念に追う。同じ白人でも白人至上主義から人種差別反対論者まで、同じ黒人でも主人公のように徹底抗戦の人から紳士的態度は崩してはいけないとする人まで、様々である。

ところが、KKK支部長は、自分の知的障がいを持った息子の施設について唯一働きかけをしてくれた主人公の態度に次第に軟化し、シャレットにおいて自分が結果を左右する最終投票にあたり、KKK支部長の身でありながら、学校統合に賛成票を投じた。当然直後から彼の経営者がソリンスタンドには猛烈な営業妨害が始まる。しかし映画のラストシーンでは、各地から集まった黒人の車が給油に列を作るのだった。

この二人は終生友人関係を保つたという。映画としては穴もあるのだが、調べてみると米国以外での公開はごくわずか。大変もつたない話だ。筆者も国際線に搭乗しなければ一生知らずに過ごしただろう。日本未公開で邦題なし。

(すずき ゆうぶん／九州大学 言語文化研究教員)

## 【夏季／特別緊急カンパ御礼】

▼6月下旬から皆さまにお願いしていました「夏季カンパ」、「特別緊急カンパ」とも、多くの方々から、たいへん多額をお寄せいただきました。誠にありがとうございます。お礼の方々、ご報告申し上げます。(計335人／166万9608円)

## 《編集後記》

▼今号のメインタイトルは「習近平独裁体制ゆきぶる香港民主化の闘い」としました。

今年(一九四九年)十月一日に天安門上で毛沢東が中華人民共和国の建国宣言を発してから70年になります。その国慶節を祝う軍事パレードが、習近平国家主席をはじめとする党和国家の指導者たちが見守るなか、天安門前広場を舞台上に史上最大規模でおこなわれました。

米本土全域をカバーするICBMをはじめとする戦略兵器の他、各種部隊がこれみよがしのパレードをおこないました。指導者たちがその先に見据えているのは、トランプ大統領のアメリカだけではないでしょう。強力な戦略兵器は、いまや泥沼の貿易戦争へと発展しているアメリカへの対抗でしょうが、パレードそのものは、足元で大規模に発展する香港の民主化闘争への威嚇でもあったでしょう。

本号から「香港レポート」として、稲垣豊氏の現地闘争の報告を何回かに分けて掲載します。今回はその第一回です。

香港の学生や市民の巨大な立ち上がりを引き起こした「容疑者送還条例」改悪とは何か、そのきっかけは何だったのか、その闘いは本質的に何を求めているものなのか、運動の実態はどのようなものか等々、非常に詳しく丁寧な解説してくれています。ぜひ一読ください。(編集部N)

反戦情報編集部(代表:永田信男)  
〒753-0212 山口市下小幡2836-9  
(T/F) 083-929-3674  
山口連絡所  
(T/F) 083-902-3030  
広島連絡所  
(T/F) 082-233-7322  
福岡連絡所  
090-8995-8213(永田)  
郵便振替口座  
0152015-12786  
加入者名 反戦情報  
銀行口座  
福岡銀行箱崎支店  
普通預金 2012672  
加入者名 永田信男

E-mail:hansen-jp@crest.ocn.ne.jp

